

平成 20 年 10 月 28 日

適格消費者団体
 特定非営利活動法人消費者支援機構関西
 理事長 榎 彰徳 様

社団法人日本自動車連盟 (J A F)
 お客様相談課課長 [REDACTED]

回答書

この度は、お問合せいただき有難うございます。
 先日のお問合せにつきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

1 質問 1 に対する回答

車両重量	積載物	レッカーの可否 (※レッカーの定義は下記参照)	牽引の可否 (※牽引ロープによる移動)	備考
3,000kg以下	0kgの場合	○	×	車両重量が2,000kg以上 3,000kg以下の場合
	1,000kgの場合	×	×	
	2,000kgの場合	×	×	
2,000kg以下	0kgの場合	○	×	車両重量が1,000kg以上 2,000kg以下の場合
	1,000kgの場合	○	×	
	2,000kgの場合	×	×	
1,000kg以下	0kgの場合	○	×	
	1,000kgの場合	○	×	
	2,000kgの場合	○	×	

※J A Fではレッカー車で故障・事故車両を吊り上げて移動することを「レッカー牽引」として
 います。また、車積載車に積み込んでの移動を「搬送」としてあります。

※牽引ロープによる移動は、安全確保のための短い距離を除いて、基本的には行っていません。

2 質問 2 に対する回答

全国同一の対応をさせていただいております。

ご参考となれば、幸甚です。
 今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上